第三節　補助に関する審判事件（第百三十六条―第百四十四条）
第四節　不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第百四十五条―第百四十七条）
第五節　失踪の宣告に関する審判事件
第一款　失踪の宣告の審判事件（第百四十八条）
第二款　失踪の宣告の取消しの審判事件（第百四十九条）
第六節　婚姻等に関する審判事件（第百五十条―第百五十八条）
第七節　親子に関する審判事件
第一款　嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第百五十九条）
第二款　子の氏の変更についての許可の審判事件（第百六十条）
第三款　養子縁組をするについての許可の審判事件（第百六十一条）
第四款　死後離縁をするについての許可の審判事件（第百六十二条）
第五款　離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百六十三条）
第六款　特別養子縁組に関する審判事件（第百六十四条―第百六十六条）
第八節　親権に関する審判事件（第百六十七条―第百七十五条）
第九節　未成年後見に関する審判事件（第百七十六条―第百八十一条）
第十節　扶養に関する審判事件（第百八十二条―第百八十七条）
第十一節　推定相続人の廃除に関する審判事件（第百八十八条・第百八十九条）
第十二節　相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百九十条）
第十三節　遺産の分割に関する審判事件（第百九十一条―第二百条）
第十四節　相続の承認及び放棄に関する審判事件（第二百一条）
第十五節　財産分離に関する審判事件（第二百二条）
第十六節　相続人の不存在に関する審判事件（第二百三条―第二百八条）
第十七節　遺言に関する審判事件（第二百九条―第二百十五条）
第十八節　遺留分に関する審判事件（第二百十六条）
第十九節　任意後見契約法に規定する審判事件（第二百十七条―第二百二十五条）
第二十節　戸籍法に規定する審判事件（第二百二十六条―第二百三十一条）
第二十一節　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件（第二百三十二条）
第二十二節　厚生年金保険法等に規定する審判事件（第二百三十三条）
第二十三節　児童福祉法に規定する審判事件（第二百三十四条―第二百三十九条）
第二十四節　生活保護法等に規定する審判事件（第二百四十条）
第二十五節　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件（第二百四十一条）
第二十六節　破産法に規定する審判事件（第二百四十二条）
第二十七節　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第二百四十三条）
第三編　家事調停に関する手続
第一章　総則
第一節　通則（第二百四十四条―第二百五十四条）
第二節　家事調停の申立て等（第二百五十五条―第二百五十七条）
第三節　家事調停の手続（第二百五十八条―第二百六十七条）
第四節　調停の成立（第二百六十八条―第二百七十条）
第五節　調停の成立によらない事件の終了（第二百七十一条―第二百七十三条）
第六節　付調停等（第二百七十四条―第二百七十六条）
第二章　合意に相当する審判（第二百七十七条―第二百八十三条）
第三章　調停に代わる審判（第二百八十四条―第二百八十七条）
第四章　不服申立て等（第二百八十八条）
第四編　履行の確保（第二百八十九条・第二百九十条）
第五編　罰則（第二百九十一条―第二百九十三条）
附則

第一編　総則

第一章　通則

（趣旨）

第一条　家事審判及び家事調停に関する事件（以下「家事事件」という。）の手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（裁判所及び当事者の責務）

第二条　裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならない。

（最高裁判所規則）

第三条　この法律に定めるもののほか、家事事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章　管轄

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所）

第四条　家事事件は、管轄が人の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときはその最後の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（優先管轄）

第五条　この法律の他の規定により二以上の家庭裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄する。

（管轄裁判所の指定）

第六条　管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

2　裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

3　前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（管轄権を有する家庭裁判所の特例）

第七条　この法律の他の規定により家事事件の管轄が定まらないときは、その家事事件は、審判又は調停を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（管轄の標準時）

第八条　裁判所の管轄は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

（移送等）

第九条　裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。ただし、家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

2　家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する場合においても、次の各号に掲げる事由があるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を当該各号に定める家庭裁判所に移送することができる。

一　家事事件の手続が遅滞することを避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるとき　第五条の規定により管轄権を有しないこととされた家庭裁判所

二　事件を処理するために特に必要があると認めるとき　前号の家庭裁判所以外の家庭裁判所